

仙台市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

仙台市中央卸売市場業務条例（令和二年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（取扱品目等）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。第五十五条第三項各号において「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食物品等（第五十五条第三項第一号において「指定飲食物品等」という。）が含まれるときは、当該指定飲食物品等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第五十五条に次の一項を加える。

- 3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - 一 第四条第二項の規定により公表された指定飲食物品等に係る食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号の指標
 - 二 食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。